

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 5 月 26 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建物付）の売払い

(2) 売り払う土地（建物付）の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建物			予定価格
	地目	地積	種類	構造	床面積	
伊予郡砥部町 高尾田648番1	宅地	2,802.88㎡				77,093,100円
伊予郡砥部町 高尾田648番2	公衆用道路	95㎡				
伊予郡砥部町 高尾田648番3	用悪水路	2.42㎡				
伊予郡砥部町 高尾田648番地			共同住宅	鉄筋コンクリート造 スレート葺3階建	1,553.79㎡	
			物置	軽量鉄骨造鋼板葺平家建	23.65㎡	
			物置	軽量鉄骨造鋼板葺平家建	37.76㎡	
			物置	軽量鉄骨造鋼板葺平家建	37.76㎡	
			物置	軽量鉄骨造鋼板葺平家建	14.24㎡	
			機械室	鉄筋コンクリート造 陸屋根・鋼板葺平家建	14.50㎡	

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月24日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県 総務部 総務管理局 財産活用推進課 財産管理グループ
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2991

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和7年6月24日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(7) 日時

令和7年6月10日（火）午後1時（※雨天中止）

(1) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

令和7年7月15日（火）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第一別館7階 土木部会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

- (3) 入札の無効

2 (1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否
要

- (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

- (7) その他

詳細は、入札心得書による。